

## 地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る 中期目標(第2期)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第38条の8第1項の規定に基づき、個人番号カード関係事務(同法第16条の2、第17条第3項並びに第18条の2第2項、第3項、第8項及び第10項から第13項までの規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が処理する事務並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第39条第1項に規定する認証事務をいう。)の実施に関し、機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。

令和8年2月16日

内閣総理大臣 高市 早苗  
総務大臣 林 芳正

### I. 個人番号カード(マイナンバーカード)関係事務に係る機構の役割

機構は、平成25年5月のマイナンバー関連4法の成立を受けて、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号。以下「機構法」という。)により平成26年4月に地方共同法人として設立され、同月から公的個人認証サービスの運用を開始し、マイナンバー制度の導入に必要なシステムの開発を行い、平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からは、市区町村からの委任を受けマイナンバーカードの発行を行ってきた。

また、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)では、番号利用法及び機構法の改正が行われ、機構は、マイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付けられるとともに、国及び地方公共団体が共同して運営する法人とされ、主務大臣(内閣総理大臣及び総務大臣をいう。)による中期目標の策定や中期計画の認可に関する規定が整備されるなど、国のガバナンスの抜本的な強化が図られ、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム(以下「マイナンバーカード関連システム」という。)の設置・運用経費(国負担分)については、国の業務システムを一括して統括・監理するデジタル庁に予算が計上され、デジタル庁から機構へ支出することにより、デジタル庁が実質的にシステム企画及び調達に関与することとなった。

国民の8割以上が保有するまで普及したマイナンバーカードは、対面でも非対面

でも安全・確実な本人確認に用いることのできるデジタル社会のパスポートであり、官民のオンライン・デジタル化の基盤となるものである。

その利用シーンの拡大として、機構においては、これまで、公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供や移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用、運転免許証や在留カードとマイナンバーカードの一体化のためのシステム構築を担ってきたほか、コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定や顔認証機能に絞ったマイナンバーカードを実現するためのアプリの構築等住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等に取り組んできた。また、これらと合わせ、マイナンバーカードの発行・運営体制及びシステムの強化を行い、安定的なシステム稼働に努めるとともに、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴い、紛失等により速やかにカードを取得する必要がある者に対して、原則1週間で交付ができる特急発行の仕組みを構築した。

機構は今後も引き続き、利便性向上の取組を進め、システムの安定的な運営を実施していくことで、マイナンバーカードを基盤とした安全で便利なデジタル社会の実現に取り組むことが期待される。そして、技術進展に対応してマイナンバーカードの安全性を確保するとともに、国民にとってより利便性が高く魅力的なマイナンバーカードとなるよう「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)等に基づき、関連システムの安全かつ安定的な運用やより強固で安定的にするための開発・増強、サービスの一層の向上等に努め、徹底した住民目線での行政サービスの刷新や地方公共団体の事務の効率化を行い、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会の実現に寄与することが求められる。

## Ⅱ. 中期目標(第2期)の期間

- 中期目標(第2期)の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年とする。
- 中期目標(第2期)の内容については、必要に応じ、適宜見直しを行うこととする。

## Ⅲ. 業務目標と取組方針(業務の質の向上に関する事項)

### 1. マイナンバーカードの発行・運営体制及びシステムの強化に関する事項

#### ① マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等

- 迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送を、原則として14日以内実施できるようにすること。また、マイナンバーカードの円滑な取得支援として、紛失等により速やかにカードを取得する必要がある者に対して、原則1週間で交付ができる特急発行の仕組みを円

滑に運用するほか、1歳未満の者に係る顔写真なしマイナンバーカードの円滑な発行に努めること。

- マイナンバーカード関連システムについて、マイナンバーカードや電子証明書の発行・更新件数の増加に対応するため、必要な増強等を行うとともに、国の支援の下、安全かつ安定的な運営を実施し、システム稼働率<sup>1</sup>99.9%以上の確保を目指すこと。また、拡張性に優れたシステムを効率的に構築するための技術の活用等について検討を行うこと。
- 住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国の支援の下、直近の入電状況やマイナンバーカードの申請受付状況等を踏まえた適正な席数を確保し、年間平均応答率 95%程度の水準確保を目指すとともに、マイナンバーカードの保有枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進めること。

## ② マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新

- 制度開始から10年となり、有効期限を迎えるマイナンバーカードや電子証明書が増加していることを踏まえ、想定される毎月のカード発行件数等に基づき、必要かつ円滑な更新が可能な体制の整備を行うこと。
- マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう工夫し、円滑な作成・発行に努めるとともに、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムの安全かつ安定的な運営を実施すること。  
また、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて必要な対応を行うこと。
- 次期マイナンバーカード導入後は、有効期限の最大1年前から更新可能となるよう必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。

## 2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項

### ① マイナンバーカードのスマートフォンへの搭載

- 令和8年度中にマイナンバーカードが保有している基本4情報等(氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真)の Android 端末への搭載が実現されるよう、関係省庁等に協力し、技術的支援等を実施すること。
- 基本4情報等及び移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に

---

<sup>1</sup> 稼働率=(年間のサービス提供時間(※)-年間のサービス停止時間(※))÷年間のサービス提供時間(※)

(※)保守作業等(庁舎停電等の外部要因を含む。)による計画停止時間を除く。

係る機構の業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上につながるシステム改修・体制整備等の検討を行うこと。

② マイナンバーカードの国外継続利用

- 国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請について、令和8年度中を目処に実現するために必要な準備を進めるとともに、在外公館に統合端末を設置するためのシステム改修の検討を関係省庁の検討結果を踏まえて進めること。
- また、国外転出者向けマイナンバーカードへの旧氏及びその振り仮名の記載については、令和9年度中を目処に開始することとし、必要なシステム改修等を実施すること。
- そのほか、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行うこと。

③ マイナンバーカードへの氏名の振り仮名、ローマ字表記の追加

- 令和8年度中にマイナンバーカードへの氏名の振り仮名、ローマ字表記の追加を開始するため、必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名・ローマ字表記に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行うこと。

④ 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

- 運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行うこと。

⑤ 在留カードとマイナンバーカードの一体化

- 令和8年6月までに在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁と連携して必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等

の検討を行うこと。

⑥ 住民の利便性の向上等につながるアプリケーションの開発等

- 関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上や地方公共団体の事務効率化等につながるアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行うこと。

⑦ 次期マイナンバーカードの導入

- 令和6年3月の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめ及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月 13 日閣議決定)を踏まえ、令和 10 年度中を目指し関連システムの対応等に十分考慮し、安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードの導入に向け、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、次期マイナンバーカードに対応した各種業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、住民の利便性向上や地方公共団体の事務効率化等につながるシステム改修・体制整備等の検討を行うこと。

⑧ 市区町村の事務の効率化を考慮したマイナンバーカードの発行・交付体制の効率化

- 「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」の検討結果を踏まえ、マイナンバーカードの交付前設定の集約処理等、市区町村が実施するマイナンバーカード関連事務の簡素化を図り、住民の利便性向上に加え、地方公共団体の事務の効率化に向けたシステム改修・体制整備等の検討を行うこと。

#### IV. マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項

##### 1. 効率的・効果的な組織体制の構築

- マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、各部門の連携を強化するとともに、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行うこと。
- マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築すること。
- 災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、危機管理に強い組織体制を構築すること。

## 2. システム関連経費・調達効率化・合理化

- マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求・執行の段階において、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得、十分に連携しつつ、発注者としての仕様管理、適切な調達単位の設定や透明性のある技術・製品の導入など、公平性、競争性を確保するとともに、経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図ること。
- マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行うこと。
- マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に、契約実績の公表を行うこと。

## 3. 働き方改革の推進による業務運営の効率化

- マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークやペーパーレスの導入等、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

## V. その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項

### 1. 人材の育成・確保

- マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組むこと。

### 2. 適正な事務処理の確保

- マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第 38 条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第 39 条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じること。

### 3. 個人情報保護

- 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び番号利用法に基

づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報  
の適正な管理を徹底すること。

#### 4. 情報セキュリティ対策

- 政府の情報セキュリティ対策における基準等やサイバー攻撃の実態等を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する方針を策定し、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図ること。

#### 5. 情報公開・情報発信の充実・強化

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)の趣旨にのっとり、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執ること。
- 機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情報発信を実施すること。

以 上